

5人に1人

今月は



ライフプランナー
相続診断士

土屋 敬 (つちや たかし)

山形生まれ。退職金の活用や老後資金の準備、マイホームの購入・改築時の資金計画、相続対策等、年間200世帯以上のライフプランニングを行なっている。好きなのは「ビール」と「美味しい食べ物」。ファイナンシャルプランナー、トータル・ライフ・コンサルタント、住宅ローンアドバイザー等。2015 MDRT 成績資格会員 (11~)。



認知症700万人の時代に。 ライフプランニングは円満な相続の第二歩です。

今 年から相続税が改正され、書店には相続税関連の書籍がズラリ。税理士やFP、司法書士などを講師に招いた相続セミナーが大盛況だと聞いております。りらく読者の皆さんの中にも、関心を持たれている方が多いのではないのでしょうか。

核 家族化や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化など、「相続は時代を映す鏡」と言われます。とくに今後懸念されているのが高齢化の問題。高齢化は相続の増加だけでなく、認知症の方の増加も意味しています。厚生労働省は今年の1月、団塊の世代がすべて75歳以上になる10年後には、全国で認知症を患う人の数が700万人を超えるとの推計値を発表しました。認知症高齢者の数は2012年の時点で全国に約462万人と推計されており、約10年で1.5倍に。65歳以上の方のうち、5人に1人が認知症に罹患する計算となります。

認 知症とは「脳や身体の疾患を原因として記憶・判断力などの障害が起こり、普通の社会生活が営めなくなった状態」のこと。相続対策として不動産売買や生命保険への加入、賃貸借契約の締結、遺言の作成、生前贈与などが主に挙げられますが、民法上、意思能力のない者がした法律行為は無効となります。つまり認知症によって生前対策の選択肢が狭まる可能性が出てくるということです。この認知症リスク、皆さんにはぜひ認識して頂きたいものだと思います。

相 続税の心配がない「家庭でも、「相続争い」は起こります。資産がご自宅とその敷地のみの場合でも、お子さんが複数いればその処分方法によって争いが発生することも大いに考えられます。皆さん誰もが、家族間の争いを望んではおられないはず。相続への対策は余裕を持って、認知症になる前にご家族皆さんで行なうのが一番。今回の相続税改正は、ご自身とご自身の周りの相続について考える良い機会です。今後の暮らしのことや相続の問題について、一度真剣に考えてみてはいかがでしょうか？

■お問い合わせ先

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社 第3営業所
ライフプランナー 相続診断士 **土屋 敬** (つちや たかし)
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル15F
募集文書登録 SL15-3630-0032

☎022-296-5472 (平日9:00~17:30)
takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp 携帯電話 090-9538-2463

*ご記入いただきましたお名前・ご生年月日・ご連絡先につきましては、セミナーご出席の確認ならびにソニー生命およびグループ各社の各種商品の情報提供、サービス等のご案内にのみ利用させていただきます。

<http://www.doyakei.com>

りらく読者限定 ライフプラン個別相談実施中

生命保険や個人年金保険の相談はもとより、年金や介護、相続、退職金の活用などお金に関する疑問や不安などを専門家に話してみませんか？

担当するのはFPの有資格者でライフプランナーの2人。
セカンドライフを自分らしく楽しみたい方々を応援しております。

- 開催期間/平成27年5月未まで(土・日曜・祝日も可) **好評につき期間延長**
- 会場/(株)プランニング・オフィス社 りらく編集部(仙台市青葉区一番町2-5-22 GC青葉通りプラザ3F)
または、お客様のご自宅、ソニー生命支社内相談ブース ※土・日曜・祝日を希望する方はご相談ください。
- 申込方法(完全予約制)/電話・Eメールにて(上記参照)。名前・連絡先・希望日時・主な相談内容をご連絡ください。

無料

大好評開催中!

